

平成16年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成16年6月15日(火曜日)
午前9時59分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員(22名)

議長 中西勇夫君
副議長 吉田栄君
1番 吉岡文子君
2番 広島雄偉君
3番 五十嵐聡君
4番 白木優志君
5番 小関勝教君
6番 福庄計夫君
7番 土井敏興君
8番 谷内八重子君
9番 長谷川吉春君
10番 米田良克君
11番 古関充康君
12番 矢部正義君
13番 谷村孝一君
14番 川本政芳君
15番 内馬場克康君
16番 本郷幸治君
18番 紫藤政則君
19番 荘司光雄君
20番 林国夫君
22番 長岡正勝君

◎出席説明員

市長 井坂紘一郎君
助役 田淵明信君
収入役 伊藤順一君
総務部長 板東知文君
市民部長 三谷純一君
保健福祉部長兼福祉事務所長

安田昌彰君
経済部長 天野修二君
建設部長 酒巻進君
水道部長 加藤誠君
市立美唄病院事務局長

堀川泰雄君
消防長 佐藤賢治君
総務部総務課長 奥山隆司君
総務部総務課総務係長 阿部良雄君

教育委員会委員長 藤井忠一君
教育委員会教育長 村上忠雄君
教育委員会教育部長 吉田讓君

選挙管理委員会委員長

熊野宗男君

選挙管理委員会事務局長

稲村秀樹君

農業委員会会長 西館隆志君
農業委員会事務局長 秋場勝義君

監査委員 佐藤昭雄君
監査事務局長 遠藤等君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一君
次長 和田友子君

午前9時59分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

20番 林 国夫君

22番 長岡正勝君

を指名いたします。

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君（登壇） 平成16年第2回定例会に当たり、大綱4点について市長にお尋ねいたします。

質問に先立って申し上げますが、私の質問いたします大綱4点については、11日の一般質問や昨日の一般質問で同僚議員からもされましたが、できるだけ重複を避け質問をさせていただきます。

大綱質問の1点目は、自立に向けた基本姿勢についてであります。その1つ目は、まちづくりへの市民参加についてであります。市長は、ことし3月の定例会において、平成16年度は美唄自立のシナリオを実行に移す初年度であるとして、「美唄21世紀まちづくりプラン」で示されている福祉・環境・交流・経済振興の4分野を重点項目に挙げ、またそうしたまちづくりをしていく上で重要なことは、これからは市民や企業、各種団体な

どの皆さんが積極的にまちづくりに参画し、行政とのよきパートナーとして連携して、それぞれの責任と役割りを果たす協働のまちづくりであると述べられております。政府による経済財政運営と構造改革に関する基本計画2003、いわゆる骨太方針第3弾では、04年から06年度の3年間に地方向け国庫補助負担金をおおむね4兆円を廃止、縮減することを中心に、地方交付税制度の見直しを三位一体で進めることを打ち出し、このため国庫補助負担金の縮減は1兆0,313億円となり、また地方交付税交付金は1兆1,832億円の減となり、臨時財政対策債は4兆1,905億円と大幅に減額されています。このため、本市においては地方交付税では1億4,900万円、臨時財政対策債では2億2,000万円の減額という厳しい財政状況にあります。このことは、当然国に対して財政状況の改善を強く働きかけなければなりません。自立に向けたまちづくりにおいては、どのようにして市民負担を軽減するか、どのようにして町を活性化させるかが大きな課題になると思います。市が行うさまざまな施策に対し、市民の声や意見を十分反映させなければならないと思いますが、どのようにしようとしているのかお尋ねいたします。

その2つ目は、市民に対する負担や痛みについてであります。私はことしの第1回定例会においてもこの問題についてお尋ねいたしました。市長は今後作成を予定している自立推進計画の中で明らかにし、まちづくり地区懇談会などを通じて市民の皆さんに説明を行いたいとご答弁されました。しかし、その後まちづくり懇談会も開かれておりません

し、自立推進計画の策定の作業も始めたばかりのようであります。

市長は、市政執行方針の中で市民の皆さんには一定の負担や痛みを分かち合うことをお願いしたいと述べられており、このことは今年度の予算執行の中でも福祉行政の後退を含め、さまざまな分野の施策にも反映されています。いま多くの市民からは、ことしがこのような状態なら、来年度以降、自分たちの生活がどうなるのかという不安の声も多く聞かれます。来年度以降の市民負担はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

その3つ目は、自立推進計画の策定についてであります。自立推進計画の策定に向けてまちづくり委員会を立ち上げたということですが、その委員会の構成と討議内容及び自立推進計画の進捗状況がどのようにになっているのかお尋ねいたします。

大綱質問の2点目は、恵風園・恵祥園についてであります。

1点目は、恵祥園の民営化についてですが、私はこれまでも本会議あるいは予算委員会、決算委員会などでも高齢者や高齢者の家族の立場から恵風園・恵祥園の増床や入所者の環境改善などでたびたび発言してまいりました。その中で市としての単独での増床は困難であること、また民営化の方向も検討されていることなども言われてきました。

そこで、具体的にお尋ねいたしますが、その1つは、現在庁舎での検討委員会においても、その具体化に向けて検討されていると伺っておりますが、民営化について市として基本的にどのようにお考えなのかお聞きいたします。

その2つ目は、民営化の動きはどこまで進んでいるのか、実現の見通しはありなのかどうかお聞きいたします。

3つ目は、民営化になった場合、職員の身分はどうなるのかということについてであります。

また、4つ目には、現在入所されておられる人たちはどのようにになるのか。そしてまた、入所者の負担はどのようにになるのかお尋ねいたします。

2点目は、恵風園の今後の運営方針についてであります。恵祥園が民営化すると、これまで共同で運営されてきた恵風園の運営が大変困難になることが予想されますが、どのようにしようとしているのかお尋ねいたします。

大綱質問の3点目は、環境衛生、いわゆるごみ処理についてであります。

その1点目は、ごみ処理の基本計画についてであります。ごみ焼却炉から排出されるダイオキシンの基準が厳しくなり、それに伴うごみの分別収集が本市においても平成12年度から始まりましたが、同時にごみ問題は単にダイオキシン対策ではなく、大きな環境問題として、また新しい資源の問題として考えられるようになりましたが、平成15年度に作成した本市のごみ処理の基本計画についての内容はどのようにになっているのかお尋ねいたします。

2点目は、新しい処理施設の建設計画はどのようにになっているかであります。建設場所、総事業費、基本設計がどうなっているのか。また、建設に当たって環境保全のための水質調査や地質調査などを行ったのかどうか。さ

らにまた、防水シートや漏水を検知するシステムなどを取り入れるのか。これらの点についてお尋ねいたします。

3点目は、生ごみ処理の広域化についてありますが、平成14年12月に南空知地域ごみ処理広域化検討会議が持たれていますが、その後の進捗状況はどのようになっているのか。また、生ごみの分別収集はいつから行うのかお尋ねいたします。

4点目は、焼却施設の管理と安全対策についてお尋ねいたします。南美唄に設置されている焼却炉は、昨年12月から使用を停止しておりますが、この焼却炉は昭和57年に運転を開始し、それ以来20年間稼働してきました。それだけに、痛みも激しいと思われませんが、安全対策をどのように行っているのか。また、焼却炉や煙突などの取り壊しなどをどのようにしようとしているのかお尋ねいたします。

大綱質問の4点目は、地域医療の確立についてであります。1点目は市立美唄病院の現状についてであります。

1つは、平成15年度の経営状態がどうなっているのか。

2つには、平成14年度から始まった健全化計画がどのように進められてきたのか。また、改善されてきたものは何なのかについてお尋ねいたします。

2つ目は、外来患者、入院患者がかなり落ち込んでいると聞きますが、平成14年度と比較して平成15年度はどのようになっているのかお聞きいたします。

3つ目は、昨年6月に開設された医療総合相談室の利用状況についてお尋ねいたします。

2点目は、医師の確保についてであります。病院経営の健全化には、診療科目の充実と、それに伴う医師確保が大きな要因となっていると思われま。本市においても、医師の不足は深刻な状況にありますが、医師の確保については大変厳しい状況にあるとお聞きします。医師確保のため、市として関係諸団体にどのような働きかけを行ってきたのか。また、その結果どうなったのか。また、今後の見通しについてお尋ねいたします。

3点目は、美唄労災病院の再編計画についてであります。美唄労災病院では、ことしの春から脳外科の休診、6月1日からの眼科の隔日休診などもあり、市民の間では美唄労災病院がこれからどうなるのかという不安を持っている多くの市民がいます。一方、再編計画も出されていますが、お聞きしたいことの1つは、再編計画で示された主な内容と、もう1つはその後の病院の動向がどのようになっているのかお尋ねいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 長谷川議員のご質問にお答えします。

初めに、自立に向けたまちづくりについて、まちづくりへの市民参加についてでございますが、自立に向けたまちづくりには住民自治の拡充が大切であり、市民と行政が協働してまちづくりを進めていく仕組みをつくっていかねばならないと考えております。

そのため、情報公開や市民参加など、協働のまちづくりに必要な基本的ルールを定める「まちづくり基本条例」の制定や地域の課題を地域とともに考える職員の地域担当制の導入など、市民と行政が一体となったまちづく

りを進めてまいりたいと考えております。

次に、市民負担についてでございますが、自立のシナリオでお示しをした市民や地域自治組織、企業、各種団体などがそれぞれの役割りを果たしながら、まちづくりに積極的に参加していく協働型社会を実現していくための役割り分担や負担とサービスのあり方などにつきましては、今後検討していくことといたしております。

次に、まちづくり委員会と自立推進計画についてでございますが、まちづくり委員会は自立推進計画と総合計画後期基本計画の策定に関する提言をいただくことを目的に、公募委員12名を含む30名の方々に構成をされております。この委員会では、まちづくりの主役は市民であるという視点に立った「新しい自治のあり方」や自立の基本となる「自治体経営基盤を強化するための方策」を調査・検討していただくことといたしております。

自立推進計画策定の進捗状況につきましては、6月18日に2回目のまちづくり委員会を開催するほか、事務事業の見直しなど庁内検討を進めているところでございます。

次に、恵祥園の民営化についてでございますが、本市の高齢化の進展の中で必要な施設サービスを確保していくためには、民間活力により進めていくことが適当であると考えております。これまで検討委員会の中では一定の方向性を固めてきておりますが、これまでの道との協議の中で国の施設整備補助の採択が厳しい状況にあること。恵風園の整備も視野に入れる必要があることなどの課題が生じたことから、現在進められております介護保険制度の見直しや施設整備補助に当たっての

動向等を見きわめ、秋ごろをめどに検討委員会としての方向性を取りまとめることといたしております。

次に、職員の対応につきましては、今後十分配慮して進めることとしており、また利用者の皆様につきましては、民営化された場合には民間事業者で引き継いでいただくこととなります。

なお、利用者の負担は、現在食事代を含めて、介護度に応じ1カ月4万4,000円から5万3,000円となっておりますが、全面改築して個室、ユニット化した場合には、このほかホテルコストとして、国の試算によれば4万円から5万円程度見込まれるところでございます。

次に、恵風園の今後についてでございますが、恵祥園と同様に社会福祉法人に民営化することが適当であると検討しているところでございます。

次に、ごみ処理問題について、生ごみ処理の広域化についてでございますが、本年1月開催されました「南空知地域ごみ処理広域化検討協議会」におきまして、生ごみを含めた可燃ごみの広域処理開始年度を平成24年度と定め、現在処理方式や施設整備のタイムスケジュールについて検討を進めているところでございます。

また、生ごみの分別収集時期は未定ですが、広域での処理方式の決定に合わせて検討することといたしております。

次に、焼却施設の管理と安全対策についてでございますが、廃止した焼却炉の安全対策につきましては、道が策定をしました「廃止済み焼却炉点検マニュアル」に基づき保守管

理を行っているところでございます。

なお、施設解体のみの事業につきましては、国庫補助の対象となっていないため、現在全国市長会を通じて補助対象となるよう要望しており、こうした動向を見ながら、解体時期などについて検討してまいりたいと考えております。

また、焼却炉や煙突の解体後は、残った施設の一部を引き続きリサイクルセンターの関連施設として利用してまいりたいと考えております。

最後に、美唄労災病院の再編計画についてでございますが、労災病院の再編計画では、平成19年度までに美唄と岩見沢の両院を統合し、本院・分院としてそれぞれ存続させるという内容が示されました。このため、美唄労災病院では、どういう形で病院を存続させて機能の高度化・効率化を図っていくかなどについて検討していると伺っているところでございます。

なお、ごみ処理の基本計画及び新しい処理施設の建設計画については市民部長から、市立病院の経営状況及び医師の確保については病院事務局長からそれぞれ答弁をさせます。

●議長中西勇夫君 市民部長。

●市民部長三谷純一君 ごみ処理の基本計画、新しい処理施設建設計画につきましては、私から答弁させていただきます。

ごみ処理の基本計画についてでございますが、本計画は適正なごみ処理を行うための基本方針となるもので、ごみの排出抑制、再生利用などによる減量化目標値及び行政、事業者、住民、それぞれの役割り分担などを定めており、計画期間は平成15年度から平成33年

度までとなっております。

新たな最終処分場整備計画についてでございますが、施設建設予定地につきましては、水位が低く、平たんな土地であること、近くに民家がないことなどの整備条件を満たす茶志内丘陵地を予定しております。工期は、17、18年度の2カ年で、これに要する事業費は約25億5,000万円、財源内訳は国庫補助金4億7,000万円、廃棄物処理施設整備事業債18億7,000万円、一般財源2億1,000万円を見込んでおります。

次に、基本計画、基本設計、生活環境影響調査などにつきましては、本年3月に終了しております。

また、構造についてでございますが、遮水シートを二重にするとともに、漏水検知システムを設置するなど、環境保全に配慮した施設整備を行ってまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 市立美唄病院事務局長。

●市立美唄病院事務局長堀川泰雄君 市立病院の経営状況について、医師の確保については、私から答弁をさせていただきます。

市立病院の経営状況についてでございますが、平成15年度の決算見込みでは、

収益的収支は、収入27億9,720万0,108円に対して、支出28億8,065万7,462円で、差し引き8,345万7,354円の不足が生じました。

資本的収支では、収入7,783万円に対して、支出1億0,502万9,200円で、差し引き2,719万9,200円の不足が生じました。

健全化計画の推進では、収入の増加に関する取り組みとして医療総合相談室を設置し、

療養病床の効率的な運用を図った結果、療養病床はほぼ満床で推移いたしました。

また、レセプト点検の強化などによる診療単価の増や新たに脳ドック検診を実施し、収益の増加を図りましたが、入院、外来患者数の減少により収入は計画を下回りました。

一方、支出の節減に関する取り組みでは、退職職員の不補充や時間外手当など、人件費の削減や一般経費の抑制に取り組んだ結果、計画を上回って節減することができました。

次に、1日当たり平均患者数を平成14年度と比較して申し上げますと、一般病床の入院は100.4人で、平成14年度の112.3人に対して11.9人の減少、療養病床の入院は44.1人で平成14年度の38.2人に対して5.9人の増加となっております。

外来は、531.1人で、平成14年度の572.1人に対して41人の減少となっております。

また、病床利用率は一般病床51.5%で、平成14年度の57.6%に対して6.1ポイントの減少、療養病床は98%で、平成14年度の84.9%に対して13.1ポイントの増加となっております。

最後に、医療総合相談室の利用状況についてであります。昨年6月の開設から10カ月間で527件の相談がございました。主な相談内容としましては、療養病床入院等に関する相談が最も多く109件で20.7%、続いて退院に関する相談が99件で18.8%、社会保険、福祉制度に関する相談が60件で11.4%となっております。

次に、医師の確保についてであります。これまで道内国公立大学をはじめ、東北地方

5大学への要請、さらに地域医療振興財団など、関係機関、団体への依頼や求人広告などによる募集を行いました。この結果、昨年12月に整形外科の常勤医師1名を採用したほか、循環器内科の非常勤医師派遣回数が増えられました。また、本年4月1日付で内科の常勤医師1名を採用し、本年9月には外来診療と当直を行う内科非常勤医師1名が採用予定となっております。

医療を取り巻く大きな環境の変化の中で医師の確保はますます厳しさを増しておりますが、地域医療を確保していくために、引き続き医師確保に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君 自席から何点かについて再質問させていただきたいと思っております。

1つは、自立に向けた基本姿勢、いわゆるこれからの厳しい財政状況の中でどのような自立の政策をとっていくのかということの中で、やはりいま多くの市民の人たちが懸念されていることの中では、自分たちの負担がどのようになっていくのかということが随分されているわけです。自立に向けてのまちづくり委員会を立ち上げて、その中で市民の声を反映させていきたいということで、現在推進委員会の策定が作業中であるということでもありますけれども、その委員会に対して市として、当然市の考え方が反映されると思うわけですが、そうした場合、こうした厳しい財政状況の中であっても、この部分は市民に対しては我慢してもらわなければならない部分であるとか、あるいはこの部分は後退させることができないとか、そうしたさまざま

な部分があると思うんですけれども、そうしたことについて、具体的にはやっぱり市としての考え方を明確にして、そうした委員会の中に市としての考え方を反映させていかなければならないのではないかと、いうぐあいに思うわけですけれども、その点についてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

それから、ご答弁の中では、策定委員会の中で検討、市民負担の中身についてはどれだけ負担になるのかという具体的な中身については検討中ということでありましてけれども、具体的にいまの時点で示すことができないとすれば、その具体的な内容をいつまで、どのようにして市民にお示しすることができるようになるのかと、この点についてお尋ねいたします。

それから、恵風園・恵祥園の問題ですけれども、1つは職員の対応の問題です。当然民営化するということになると、職員がどうなるのかということが心配されるわけですけれども、市としては十分相手の方と相談していきたいというご答弁だったわけです。その場合、どのようになるのかということは相手との話次第になるわけです。そうした場合、相手と話の中で、やはり市としての考え方あるいは職員の要望、そうしたことも十分相手に伝えて、その要望がかなうような形でしていかなければならないというぐあいに思うわけですけれども、そうした話し合いをどのように行うのかということが1つあります。

それから、2つ目は、いわゆる入所者の負担です。ただいまのご答弁では、大体入所者の負担が約2倍になるということで、そうすると約10万前後の費用になるわけです。現

在入所されている人たちがどういう状況なのか、余り詳しくはわかりませんが、やはり聞くところによりますと、かなりの人たちが低所得の人たちだというぐあいに聞いております。年金ぎりぎり生活している人、あるいは家族からの援助が受けられない人、そうしたさまざまな条件の人たちがいると思うわけですけれども、そうした人たちの負担が2倍になるということは大変なことになると思うわけです。そうした収入の少ない人たちがどのようになるのか。入っている人たちにすれば、そのことが一番心配されているわけです。民営化という問題では、どのような形で民営化されるのかということがまだ確定していないようではございますけれども、いずれにしても入っている人たちにすれば、そうした入所の際の条件、そのことが一番心配されて、落ちついていられないということが、入っている人たちからよくそうしたお話を聞くわけですけれども、そうした収入の少ない人たちがどのようになるのか。そしてまた、こうした人たちの心配をどういように解消しようとしているのか、その点についてお尋ねいたします。

それから次に、恵風園の今後の運営方針ですけれども、これまで恵祥園と同時に、あそこを共同の形で恵風園・恵祥園が運営されてきたわけですけれども、これが恵祥園だけが民営化するということになって、恵風園が残るといことになるのかどうなのか。そうした場合、恵風園も同時に民営化することができるのかどうなのか。あるいは、そうした事業者が、引き受けてくれる法人があるのかどうか、そうした見通しがどうなのかに

ついてお聞きいたします。

それから次に、環境衛生についてでありますけれども、新しいごみ処理施設が17年、18年で建設されて、19年からの使用開始ということになるかと思うわけですが、使用期間が15年ということなわけです。しかし、こうした処理施設の安全管理ということで言えば、15年間使用して、それで終わりというものではないと思うわけです。堆積されたごみは、それを取り除かない限り永久的にそこに残る。当然汚染された汚水だとか、そういうものに対する安全対策がかなり長期間にわたって管理していかないとはいけません。そしてまた、そうした長期間に耐えられる構造にしていかなければならないというぐあいに思うわけです。そうした点で、安全管理について、何点かお聞きしたいと思います。

1つは、防水シート、遮水シート、これを二重にするということでもありますけれども、二重というのは当然2枚張るわけですが、一般的にどういうあれになっているか、ちょっとよくわからないんですけれども、1枚は防水、いわゆるゴムマットで、もう1枚がそのゴムマットを保護するような形でもう1枚敷いているというのが何か一般的なような感じするんですけれども、ここに新しくつくられる防水マットもそういうものなのかどうなのかお尋ねいたします。

それから次に、施工段階での漏水テスト、当然かなりの広い面積、面積で言えば1万2,000平米というあれで、かなり広い面積になるわけですが、そこに全面的に防水マットを張りつけるということでもありますけれども、当然漏水するのかもしれないのか、そう

したテストもしないとならないと思うんです。まさかこの漏水マットを布設した後、そこに水を満水にためて、漏れるかどうか検査するというようなことはやらないと思うんですけれども、もしそういうテストであれば、どこかに漏水があっても、漏水場所が特定できないということもありますので、そうした試験はしないと思うんですけれども、どのような形で漏水テストを行うのかお尋ねいたします。

それから次に、3つ目が、いわゆる雨水の処理です。当然広い面積ですから、雨が降った場合、水がどんどんたまるわけです。それが初めのうちは底の方にたまっていても、どんどん何年もたってくれば、上の方に水が上がってきて、そのまま放置しておけば上からあふれるということになると思うんですけれども、そうならないようにするために、下の方にピットをつくって、そこから水をくみ上げるということをやらなうと思うんですけれども、そうした汚染された水、くみ上げた水をどのように処理しようとしているのかお尋ねいたします。

それから、4つ目が埋め立て完了後の安全管理をどうするのかと。先ほども申し上げましたけれども、一応15年間使用するということですが、安全管理は永久にしていかなないとはいけません。もし途中でそれを放棄した場合、下の防水マットに亀裂が入って、地下水が汚染されるということがあってはならないと思うわけですが、そうした長期間の安全管理をどのようにするのかについてお尋ねいたします。

それから次に、アクセス道路です。ごみの

車両が通る道路、大変狭いというぐあいと思うんです。高速道路のボックスカルバートを過ぎて、ずっと砂利道が続いているんですけども、車が交差できないくらい狭いんです。ところどころに車の待避場というんですか、交差するところは設けてありますけれども、当然ごみ処理の車が、どんどんあそこにごみが搬入されるということになれば、当然交通量も多くなるわけですけれども、こうした状態からいって、アクセス道路をこのままでいいのかどうなのか。広げる予定があるのかどうなのか、その点についてお尋ねいたします。

それから次に、地域医療の問題ですけれども、病院の問題ですけれども、医師の確保が非常に厳しい状態だというお話でした。厳しい状態に置かれている要件については、いろいろありまして、ここでそのことについて詳しく申し上げませんが、医師をきちっと確保すると、診療科目を充実させると、これがやはり病院を運営していく上での大きな要因だと思うわけです。その医師を確保できないということで、これは美唄だけでなく、さまざまなほかの病院でも同じ悩みを抱えているわけですけれども、そうした中で1つの方法として海外からの医師を招請するということはできないのかどうなのかと。そういう形で医師を確保することができないのか、この点についてお尋ねいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 長谷川議員の再質問にお答えします。

初めに、市民負担についてでございますが、現在自立のシナリオを具体化するため、自立推進計画の策定作業を進めており、この中で

役割り分担やサービスと負担のあり方などを検討していくことといたしているところでございます。

次に、自立推進計画とまちづくり委員会についてでございますけれども、自立推進計画につきましては、まちづくり委員会のご提言をいただき、本年11月の策定をめぐりに作業を進めており、計画策定後はまちづくり地区懇談会などを通じて市民の皆様にご説明をし、ご理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

なお、委員会の議論内容については、逐次ホームページで公開をし、市民の皆さんから広く意見をいただくことといたしております。

次に、恵祥園の民営化に関連いたしまして、民営化に当たっては現在その方法等について検討しているところでございますが、いずれにいたしましても職員の対応については十分配慮しながらということでございますので、この中で職員の要望等を十分聞いて取り進めなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、利用者の皆さんの負担についてでございますが、仮に全面改築をして、個室、ユニット化をいたしますと、利用者には新たな負担としてホテルコストが生じることになりますが、現行制度では低所得者対策として所得状況等に応じて月1万円または2万円相当の自己負担の軽減策が設けられているところでございます。

次に、恵風園についてでございますが、恵祥園と同様に民間活力をいかし、社会福祉法人にゆだねること、また地元の社会福祉法人を対象として公募することが適当ということ

で現在検討をしているところでございます。

次に、埋立処分場についてでございますが、構造については廃棄物処理法により二重のシートにするなどの基準が定められており、計画では保護マットを加えた5層構造を考えております。また、上下遮水シートの間には漏水検知システムを設置するなど、安全性に十分配慮した施設整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、漏水テストにつきましては、上下シートの敷設段階で接合部分の空気圧検査によりシートの安全確認を行うことといたしております。

また、雨水を含む埋め立てごみからの汚水処理につきましては、浸出水処理施設で活性炭吸着などの高度処理を行い、浄化後河川放流することといたしております。

次に、埋め立て終了後は廃止した後の基準に基づき、2年以上の水質検査等を実施し、安全管理に努めることといたしております。

次に、アクセス道路につきましては、現在既存の待避場所が数カ所あることから、現状で支障ないものと考えておまして、また将来の広域処理施設が整備をされた場合、ごみを搬入する車両が減少する見込みでございますので、当面は現状のままで対応してまいりたいと考えております。

最後に、外国人医師についてでございますけれども、国において外国人医師の登用についても議論をなされているやに聞いておりますけれども、現行の制度上、日本の医師免許を持たない外国人医師の登用はできないこととされております。

●議長中西勇夫君 9番長谷川吉春君。

●9番長谷川吉春君 再々質問をさせていただきたいと思っております。

1つは、恵風園・恵祥園の民営化の問題ですけれども、先日恵風園・恵祥園の中を見学させてもらって、いろいろ入っている人たちの意見をお聞きしたりなんかしたのですけれども、やはり一番心配されているのが、その負担の問題なんです。自分たちがそれだけの約2倍になる負担をするということはできないんだということと、それで新しく民営化された方に移っていける人たちもいるけれども、自分たちは残されるんでないかと。だけれども、民営化するという事になって、いま入っている恵風園・恵祥園が廃止するという事は、そういうことになれば、自分たちはどこへ行くんだと、ほうり出されるんでないかという、そういうような心配もあるわけです。やはり私は、どうしても早い時期にそうした心配がなくなるような市からの説明、そういうものが必要だと思うわけなんですけれども、聞くところによりますと、去年の9月の敬老の日に市長が恵風園・恵祥園を訪問されて、その中で入所者に対して市長がおっしゃったことは、皆さんはここを自分のうちだと思って、安心して生活してくださいということをおっしゃったそうです。入所者の人たちも、ぜひそうしたいんだと。本当に安心して自分のうちとして暮らしていきたいんだと、そういう強い希望を持っているわけなんですけれども、しかし実際に民営化するという事で、いま申し上げました心配されること、場合によっては自分がほうり出されるんでないかと、そういう心配、そうしたことが自分のうちだと思って安心して生活するというのとはかなり

かけ離れたものになってくるわけです。そうした面からいっても、本当にお年寄りの人たちが安心して生活できる、そういう状況を1日も早くつくっていかねばならないというぐあいに考えるわけです。

同時にまた、恵風園もあわせて民営化すると。恵風園・恵祥園あわせて引き受けてくれる業者といますか、そうした法人、団体、そうしたところをいまこれから公募するということですが、そういう点ではある面では例えば恵祥園だけ、いわゆる特別養護老人ホームだけを運営するというのであれば比較的運営しやすいけれども、それに老人ホームもあわせてということになれば、なかなか運営上難しい面があるということで、引き受け手が簡単に見つからないということもあろうかと思うわけですけれども、いずれにしても民営化という問題で言えば、まだまだやっぱり大変な問題があると思うわけです。私は、この美唄のまちが本当に福祉のまちだということであれば、その福祉施策の中の一番大きな問題としてこの老人ホームがクローズアップされてきているわけですけれども、私は美唄として福祉のまちというのであれば、こうした老人ホームについて、特別養護老人ホームも含めて、民営化ではなく、あくまでも市として直接運営するという事が正しいのではないかと思うわけですけれども、その点についての市長の考えをお尋ねいたします。

それから次に、地域医療の問題、病院の問題です。先日、6月の初めだったんですけれども、労災病院に行きましたら、張り紙があって、6月1日から眼科が月水金の診療で、火木土はお休みですという張り紙があって、

ちょっと驚いたんです。いままでそういう話というのを全く聞いていなくて、全くの寝耳に水という感じでいたわけですがけれども、だから来た患者の中にはそういうことを知らないで、火木土に行った人が診療を受けなくて帰るといふ人も何人かいたようなんですけれども、そうした状態が出てきているわけです。

また、春からの脳外科の休診だとか、さまざまな形で、現在労災病院でもどのようにしていくかということを検討中だということですが、すけれども、そうは言いながらも、実際にはいろんな形で診療体制が後退していているというのが実態だと思うわけです。

それと、先ほどのご答弁の中で、市立美唄病院の経営が大変だと、状況がつぶさにご答弁されたわけです。それと、あわせてベッドの利用状況なども報告、ご答弁されたわけですけれども、私は市立病院、これからどんどん患者がふえていく、あるいはベッドがどんどんふさがっていくという状況というのはなかなか難しいんでないかというぐあいに思うわけです。

いま医者がいろんな会合といますか、その会合が公的な場合あるいは私的な場合、いろいろあろうと思いますけれども、そうした会合の中で話が出るのが、いわゆる市立病院と労災病院、この3万の人口のまちの美唄に両方並立するというのはなかなか難しいと。やはり1本に絞るべきである、そうした話が会合の中で時々話として出るんだということなんです。それが公式の議題というものではないと思うんですけれども、話としてはそういう話が出てくるということです。

私は、この意見については、美唄の多くの

市民の意見を、ある意味では代表しているんでないかというぐあいと思うわけです。私もこのままの状態であれば、市立病院の経営状況が大きく美唄の財政を圧迫している。これが今後のまちづくりにも大きな影響を与えるのは必至の状況と言っているんでないかと思うわけです。こうした中で、やはりいまの状況を打開するとすれば、市立美唄病院、労災病院、これを1本にするということが必要でないかというぐあいと思うわけです。

そうした中で、市として労災病院を独立行政法人から譲り受けて市立病院として運営していくということ。あるいはまた、いまの市立病院を廃院にするということも視野に入れながら、そうした大きな地域の医療を改善していく、そうした立場で市立病院、労災病院を一本化するという、そうしたことが必要でないかというぐあいと思うわけです。その点については、市としても労災病院との話の中で、こうしたけれども、どうでしょうかというような程度の話ではなく、もっと積極的な立場で、熱意を込めて相手を説得するということが必要でないかと。そうしなければ、美唄での地域の医療を確立していくということが難しいんでないかと、そのように思うわけですけれども、そうした問題についてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 長谷川議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、恵風園・恵祥園に関連いたしまして、現在入居されて利用されている方々が仮に新たな施設整備によって云々という関係でございましてけれども、当然いまこれからの老

人ホーム等についても、生活環境の向上、いわゆる個室化というのが基準となってまいります。そういう形で、やはりそういう面をこれから考えていった場合に、一部ホテルコストの利用料というのでも出てくるということも考えられます。そういう形で、いつ、どういうふうになるということは申し上げられません、そういう段階にまでまだ至っておりませんが、当然利用者の方々については、その辺のことについてはご説明なり何かをするという形で取り進めていかなければならないというふうに考えております。

次に、両施設の民営化についてでございますけれども、本市の高齢化の進展の中で必要な施設サービスをこれまで以上に確保していくためには、やはり民間活力により進めていくことが適当であるというふうに考えているところでございます。

最後に、病院運営についてでございますけれども、今議会でお答えを申し上げてきましたが、人口の減少や慢性的な医師不足、さらには労災病院の再編など、医療を取り巻く環境の大きな変化に伴い、市内にある2つの総合病院が現状のまま存続することは大変厳しいものがあると考えております。このため、新たな地域医療体制づくりに向け、市と市立病院、美唄労災病院の3者により総合病院のあり方について協議を進めているところでございます。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

16番本郷幸治君。

●16番本郷幸治君（登壇）平成16年第2回定例会に当たり、大綱2点について市長に質問いたします。

大綱質問1点目は、行財政改革についてありますが、特別職、すなわち市長、助役、収入役、教育長は任期ごと、つまり4年ごとに退職金が支給されておりますが、本市における退職金制度の内容と、いつごろ、どのような経過で整備されたのか。そして、最近の例で任期満了に伴う退職金の算定と支給額がどのようになっているのかお伺いいたします。

大綱2点目は、商工行政についてであります。

その1つ目は、自立に向けての地域の経済、観光振興についてであります。昨年12月、市民待望の温泉施設「ゆ〜りん館」がオープンし、5月20日現在で年間目標の20万人を突破し、大変喜ばしい状況にあります。これからもさらにこのまま推移していただきたく念願する次第であります。

さて、本市にありましては、管内でも誇れる観光資源がたくさんあります。宮島沼、アルテピアッツァ、東明公園の桜、「ゆ〜りん館」等々、こうした資源を今後本市の経済、観光振興にどういかしていけるのか。これは、提案ではありますが、現在全国の自治体に広まりつつありますフィルム・コミッションです。フィルム・コミッションとは、映画、テレビドラマ、CMなどのロケーション撮影を誘致したり、実際のロケをスムーズに進めるための非営利の公的機関です。日本の場合、自治体直轄、商工会議所、観光連盟の組織内で、もしくはNPOなどがフィルム・コミッション事業を行っております。

こうしたフィルム・コミッションを組織するメリットとしては、

1つは、当該地域の情報発信のルートがふ

えること。

2つは、撮影隊が支払う直接的経済効果が見込まれること。

3つは、作品を通じて観光客がふえ、観光客の支払う間接的経済効果が見込まれること。

4つは、映画、テレビを通じた地元住民の文化レベルの向上が見込まれること。

こうした効果を考えますと、本市にありましても、ぜひ具体的に取り組んではどうかと思っておりますが、市長のご所見をお伺いします。

2つ目は、中心市街地活性化についてであります。この問題は、先般吉岡議員、古関議員から質問があり、一部重複するところがあると思っておりますが、どうかご了承願います。

すずらん通り商店街の市民生協が12月に東地域に移転が決まり、いまや西側地域の商業環境の崩壊現象が始まっております。これは、その地域の事業者だけの問題にとどまらず、将来の高齢化社会を考えますと、地域全体の社会的問題になると思っております。私は、3月議会で質問したとき、市長は次のように答弁されておりました。「基本計画とTMO構想については、市民や事業者と行政が協働して中心市街地の活性化を図るという基本的な考えに変わりはなく、現在基本計画につきましては策定に向け道と協議中であり、TMO構想につきましては商工会議所において具体的な内容を検討しています」と述べておりましたが、その後の具体的な状況はどのようになっていますか。

また、市長として特にJR線から西側地域の商店街の活性につきまして、当面の問題と中長期的なビジョンに対してどのような考えをお持ちなのかお伺いしたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

初めの特別職の退職金制度については、総務部長から答弁をさせます。

次の商工行政についてお答えをします。まず、フィルム・コミッションについてですが、フィルム・コミッションは、映画やテレビなどの撮影を誘致するために、スムーズな支援・協力をする団体として、道内にはすでに札幌、旭川など8団体が組織をされていると承知をいたしております。

本市においても、東明公園の桜を中心とするテレビ収録やピパの湯「ゆ〜りん館」のオープン後のテレビでの取材が行われ、全国、全道へ放送されましたが、そのPR効果は大きいものと認識をいたしております。

市内には、宮島沼、アルテピアッツァ美唄、東明公園、炭鉱遺産や田園風景など、観光資源として多くの自然や施設がございます。

さらには、安田侃さんや花柳鳴介さんなどの著名な芸術家や放送業界で演出家として活躍いただいている美唄出身の方もいらっしゃいます。こうした人的資源も含めた地域資源をいかしながら、これらの情報を広く発信し、交流のまちづくりにいかしていくことは大変意義深いものと考えております。

また、そのことによる経済効果も大きいものと思います。いずれにいたしましても、フィルム・コミッションは多くの市民の参加と協力が必要なものでございます。このことから、市民としての機運を醸成することが何より大切なものと考えられますので、今後関係団体などと十分協議をさせていただきたいと

思っております。

次に、中心市街地の活性化についてですが、中心市街地活性化基本計画につきましては、本年2月、道のヒアリングを受け、現在指導を受けた箇所の修正作業を進めており、その後庁内の関係部署との調整作業に入る予定となっております。

また、TMO構想につきましては、商工会議所において構想策定に取り組んでいるところでございますが、今後は市の中心市街地活性化基本計画の策定を待って、TMO構想を市に提出をいただく手順となっております。

次に、JR西側における商店街の当面する問題といたしましては、後継者難や購買力の流出などにより、商店街の空洞化が進行していることが大きな問題であると認識をいたしております。商店街活性化につきましては、快適な買い物環境を整えていくことや個々の商店や商店街の魅力を高めながら、経済、文化、交流などの地域活動の中心的役割りを果たす場を市民や商店街の皆様とつくり上げてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 総務部長。

●総務部長板東知文君 特別職の退職金制度につきましては、私からご答弁させていただきます。

特別職の退職金制度についてであります。本市の退職金につきましては、美唄市特別職の職員の給与に関する条例の規定により支給されてきましたが、退職手当の負担を年度間で平準化するため、平成3年北海道市町村職員退職手当組合に加入し、その後は北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の規定により支給されております。

支給率につきましては、特別職それぞれの給料月額に市長は100分の483、助役は100分の305、収入役及び教育長は100分の267を乗じた額に勤続期間を乗じ、この額に100分の110を乗じた額となります。

また、負担率につきましては、特別職は同じ割合で、毎月給与月額の1,000分の316となっており、年間約1,100万円となります。

この支給割合並びに負担率の決定につきましては、退職手当組合の運営委員会で協議され、組合の議会で決定されますが、運営委員会は加入市町村の市長と住民の代表という立場から、市町村議会の議長それぞれ同数で構成されております。

なお、平成12年度に支払われた退職金は、市長が1,923万円、助役が976万円、収入役が717万円、教育長が754万円でございます。

●議長中西勇夫君 16番本郷幸治君。

●16番本郷幸治君 自席から2点ほど再質問させていただきます。

1点目は、特別職の退職金についてですが、本市は自立元年の本年、国の三位一体改革の中、予想以上に交付税が減額になり、また厳しい経済状況が続く中での税収の落ち込みで非常に苦心した予算編成であったと思います。こうした中で、大変残念ではありますが、市民負担がふえたことでもあります。これから厳しい財政事情、苦しい台所のもとに市民の側にもっと負担がふえ、我慢を押しつけ、一方ただいま特別職の退職金についての答弁がありました。市長をはじめ特別職は

高額な退職金をもらうのでは、とても市民が納得できるはずがありません。昨年からの問題は全国的に広がり、久留米市や板橋区などの首長はこの制度の適用をやめ、退職金をもらわないことを発表されました。また、盛岡では50%減額を、高石市や倉吉市のほか多くの市町村でも同様に検討されていると聞いております。そのほとんどが厳しい経済の中、行財政改革を進めなくてはならず、特別職だけが優遇されているのは市民の理解を得られないという理由から各首長の英断でもって実施されているものであります。財政状況は、本市も同様に1歩間違えれば赤字再建団体に陥りかねない現状であります。

そこで、市長にお伺いしますが、庶民感覚とは大きくずれている退職金制度の条例見直しに強く働きかけ、減額か廃止するお気持ちはあるかないかご答弁をいただきたいと思っております。

2点目は、中心市街地の活性化についてですが、近年ますます危機的状況に置かれています中心市街地の既存の商店街の疲弊はさまざまな要因があると思います。自助努力の不足、車社会の時代の変化、それに関連しての駐車場問題、後継者不足による廃業等々、そしてまちづくりという観点からすると、中心市街地の衰退というのは行政の責任も非常に大きいのではないかと思います。そんな意味において、中心市街地の再生は市民と専門家と行政が目的を持った1つの集まりを持って、1日も早くまちづくりの体制をつくるのが大事ではないかと思います。そして、その体制の中の中核の担い手というのは、行政の中で横断的に縦割りではなく、いろんな

部署を巻き込んだような中心街プロジェクト室みたいなものが私は必要でないかと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 本郷議員の再質問にお答えいたします。

初めに、特別職の退職金についてでございますけれども、公務員の退職手当は、長期勤務者に対する勤務報償あるいは退職後における生活を保障するために支払われる給付であるとする考え方がございますが、特別職の場合は職務の特殊性を考慮し、任期中の職務に対する報償と考えており、それぞれの職責等に照らして決定されているというふうに理解をしております。

ただ、全国的には首長が退職金を削減したり廃止している事例も一部あることは承知をいたしております。特別職の退職金については、退職手当組合の議会で条例改正が必要となりますので、本市の判断だけでは改正はできませんが、本年度から一般職の退職金が引き下げられたことなどから、私としては見直しの検討がされるべき時期と考えております。

次に、市街地活性化に向けた市内の組織づくりについてでございますが、これまで中心市街地活性化基本計画策定に向け、市内に横断的な検討機関を設けていることから、その機関を活用してまいりたいと考えております。今後は、さらに市民や商業者の皆さん、そして商工会議所などと相互に話し合いの場を持ちながら、それぞれ知恵を出し合い、活力ある中心市街地の基盤づくりに努めてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

13番谷村孝一君。

●13番谷村孝一君（登壇） 平成16年第2回定例会に当たり、私は大綱2点について市長にお伺いいたします。

その1点目は、農業行政で米改革のスタートに伴う本市農業のあり方についてであります。このことにつきましては、昨日も一部同僚議員からも触れられておりますが、視点が違いますので、私も質問させていただきます。よろしく願いいたします。

我が国の米を取り巻く状況はますます厳しく、特に近年食生活の多様化により米の消費量が大幅に減り、1人当たりの年間消費量は昭和37年には118.3キログラムでありましたが、平成14年度には62.7キログラムに半減している現状であり、加えて全国的に稲作農業者の減少と高齢化により農地の耕作放棄が進んでおります。また、新規就農者は農家1万戸に対し、わずか4人であり、現在稲作農業経営者の4割が65歳以上となっております。さらに、30年以上続いた転作全水田の4割にも達する生産調整の強制感及び限度感や生産調整への参加、不参加による不公平感などの問題が生じておりますが、この間食糧庁もさまざまな改革に取り組み、平成6年には長年続いた食管法を廃止して新食糧法に切り替え、食管時代の統制色を緩めてきました。平成8年には、新たな米政策を導入し、平成9年には自主流通米入札システムの改善で値幅制限の撤廃、さらに平成10年には稲作経営安定対策を導入し、市場による価格形成を前提とした施策に踏み切ったわけがあります。しかし、これらが抜本的な改革につながらず、平成15年の通常国会で米政策

を改革するための食糧法が改正され、これにより30年余り続いた行政主導の生産調整が農業者と農業団体が主体的に取り組むことが決まり、また計画流通制度は廃止され、米の流通は消費者のニーズに対応し、産地が消費者との結びつきを強めていく時代に突入するなど、需要に応じた米づくりを目指し、担い手の農地の集積を進めるなど、稲作の構造改革をことしからスタートさせたわけでありませう。

この政策改革大綱の特徴は、改革のスケジュールを明確にしたことであり、米づくりの本来あるべき姿を目標に置き、この実現を平成22年に定めたのであります。平成15年度から準備を始め、16年度から地域ごとの地域水田農業ビジョンに基づく担い手を中心とした生産構造への改革が始まり、もう一方で16年度からは米をつくらぬ生産調整目標面積の配分から米をつくれる数量の配分にする方法に大きく変わったのであります。具体的には、今年857万トンの年間必要量をベースに、都道府県に配分されたわけでありませう。

以上のように、これらの改革を受けて、美唄市も昨年から関係団体とともに推進協議会を設置し、農協別に水田農業ビジョンを作成し、交付金の用途を含めた美唄市の農業のあるべき姿、そして生産調整方針も具体的に示されたわけであり、市長もこのビジョンに目を通されたと思ひますが、その感想をお聞かせいただきたいと思ひませう。

さらに、ビジョンの中身にもありませうように、年度目標を持って担い手に農地の利用集積の必要性も計画されてありませう。国も今日

までその必要性を解き、認定農業者など担い手への農地集積を政策誘導してまいり、売買や賃貸借作業の受委託などで農業委員会の所管する現行の農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業や農地整備の経営体育成基盤整備事業の採択要件に農地の集積割合を高めるなど、特に1999年から2003年までの4年間に国は30万ヘクタールを担い手に集めるとしたが、実際には50%の15万ヘクタールの実績に終わってありませう。

進まなかつた要因といたしましては、

- 1、価格の低迷による規模拡大意欲の低下。
- 2、資産的農地保有の根強さ。
- 3、機械の進展による高齢農家の営農継続などである。

そのような状況の中で、本市も水田農業ビジョンの中で言っているように、農地の利用集積の目標を定めてあり、その目標を促進させるために一部受委託の部分で交付金の用途の中で賃借料の2分の1助成により、特に美唄市農協の計画がある農地保有合理化法人と、いわゆる共同会社設立によることであり、ある程度の利用集積は進むものの、農地の売買譲渡の進展は目標より進まない可能性もあり、心配をしているところでありませう。

そこで、市長にお伺ひいたしますが、ここはひとつ美唄独自の誘導策をもって示すことが大事かと思ひますが、見解をお伺ひいたします。

さらに、農地の移動には農地法や地域の実情に精通している農業委員の確保が大事であります。市長は、自立に向けた説明会で削減の意向を示してありませうが、私は当面の間、農地の利用集積の大目標があるわけで、現有

数が必要と思いますが、市長の考え方をお伺いいたします。

次に、大綱の2点目は福祉行政で、少子化対策とプラスワン「次世代育成支援」についてであります。国は、急速に進行する少子化の流れを変えるため、次世代育成支援対策推進法と児童福祉法の一部を改正する法律が2003年の第156国会で成立をいたしましたわけであります。この法律に基づいて、地域における子育て支援の充実や企業における男性を含めた働き方の見直し、さらに仕事と子育ての両立支援を進めるため、今後地域、公共団体と企業で子育てに関する実効性ある行動計画がつくられることを義務づけられたのであります。また、児童福祉法の改正では、地域における子育て支援の強化を図るために、市町村における子育て支援事業が法的に規定されたわけであります。その意味で、本市の場合、子育て支援センターを中心に支援事業を行っており、他に先駆けて時代を先取りするもので、市内外から高く評価をいただいているところであります。

そこで、平成16年度の市政執行方針の中で触れられておりますように、次世代子育て支援の企業を含めた行動計画の必要性が表現されておりますが、現時点での進捗状況、これに参加する企業と企業の認識についてお伺いするものであります。

いずれにしても、この行動計画を16年度中に策定し、17年度から10年間を集中的かつ計画的な取り組みを期間として位置づけられておりますことから、急がれていると思うのであります。平成14年に人口問題研究所が公表した日本の将来推計人口では、出生

率低下の要因としてこれまで指摘されてきた晩婚化や未婚化に加えて、夫婦の出生力そのものの低下という現象が明らかにされ、今後少子化が一層進行する見通しが示されております。平成18年度をピークに総人口は減少する見込みで、このままの状況が続けば平成62年には総人口が1億0,059万人まで減少することが予想されております。少子化が急速に進行し、経済社会の進行や社会保障負担などに深刻な影響を与えることが見込まれております、もちろん全国レベルでその対策が望まれておりますし、そのためにも今日求められている「次世代育成支援」対策が重要になると思うのであります。

そこで、現在の対策として、出産お祝金、幼児に対する医療費負担、子育て支援、児童手当の支給、奨学金制度などの施策があっても、出生率が1.3人と低い状況が続いているわけであります。先日の新聞でも報道されたように、平成15年の出生率が全国で1.29人、北海道では1.22人と一段と低い状況が続いております。そこで、本市において出生率を高めるため、さらに画期的な奨励策が必要と思いますが、市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 谷村議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、水田農業ビジョンについてでございますが、各農協のビジョンは地域の作物戦略・販売・水田の利活用、担い手育成などの将来方向を示し、その目標値を定め、産地づくり交付金を活用して実現していくものとして策定をされましたが、今

後はこのビジョンを実効性のあるものにしていくことが必要であり、特に産地づくり交付金が活用できるこの3年間は重要であると考えております。

このため、市といたしましては、ビジョンの実現に向けて、関係団体とともに生産や経営対策、担い手の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、農地の利用集積についてでございますが、各農協のビジョンでは担い手と位置づけた農業者に利用集積を図るため、産地づくり交付金を活用した担い手の賃借料助成を行い、促進することとしております。

また、「北海道農業開発公社」が農地を買い取り、売り渡しまでの間貸し付ける農地保有合理化事業を活用して集積を促進することとしております。いずれにしましても、利用集積を円滑に進めていくことが必要であり、この誘導策につきましては各農協や農業委員会と協議してまいりたいと考えております。

次に、農業委員会の定数についてでございますが、自立のシナリオでは定数の見直しを必要としておりますが、今後いろいろな角度から検討させていただきたいと考えております。

次に、福祉行政に関連いたしまして、「次世代育成支援」の行動計画についてでございますが、この計画は急速な少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子供が健やかに生まれ、はぐくまれる環境の整備を図るため、平成16年度末までに策定することとしております。

現在小学生以下の保護者の皆様に子育てサービス等に関する「ニーズ調査」を実施して

いるところであり、来月には公募委員を含めた市民の方々に組織する策定委員会及び庁内組織を設置し、具体的な検討に入ることといたしております。

次に、市内における行動計画策定中の企業についてでございますが、事業主の行動計画は301人以上の従業員を雇用する事業主と地方公共団体に義務づけられており、本市では市役所が対象となっております。

その他の事業主の行動計画は努力義務とされており、国のホームページなどで周知をされているところですが、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備を促進する上で広く意識されることが必要であるため、市といたしましても広報メロディーなどで啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、本市での子育て支援についてでございますが、平成13年度に子育て支援計画「びばいっこすくすくプラン」を策定し、子育て支援センターの開設や延長保育の実施など、共働き家庭だけでなく、専業主婦家庭にも安心して子育てができる環境づくりに努めているところでございます。

今後市民の皆さんと協働で行動計画を策定いたしますが、住民相互で支え合う「ファミリーサポートセンター」の設置など、家庭や地域での子育てを支援することにより、子育てに喜びを実感できるよう、本市の地域特性をいかした必要な環境整備に努めてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 13番谷村孝一君。

●13番谷村孝一君 自席から農業問題に関して2点ほど質問させていただきます。

1つ目は、先ほども申し上げた農地の利用

集積に対する誘導策の関係であります。先ほど市長が答弁されておりました現行の農業委員会の所管しております、いわゆる農業経営基盤強化促進法に基づくところの保有合理化事業、これも言えば国の誘導策の1つなんです。こういうことでやっておりますが、さらには国に関しては1963年から2003年まで40年間続いた農業構造改善事業というものがありません。これがいわゆる全国的な進捗率が、特に専業農家の進捗率が悪いというようなことから、2003年で廃止をされまして、新たに経営体育成基盤整備事業、これは本市においても幾つか動いておりますが、これの採択要件が、いわゆるその地域内で農地の集積を何%しなさいと、これをクリアしないと採択しませんよというような条件がついております。これも1つの国の誘導策であります。

それから、国が最近行っておりますのは、1999年から2003年の4年の間に日本全国で約30万ヘクタールの農地を担い手に集積させようということで誘導してきたわけですが、結果的に約半分の15万ヘクタールしか集積がかなわなかったと、こういう状況でありまして、本市の場合も、いわゆる年次を切って、特に美唄市農協のビジョンを見ますと、18年、それから22年という区切りを入れまして、現在630戸ある農家数を350戸なり300戸なりに集約をしていこうと。その間で農地も当然集積をしなければならぬ。一部に、先ほども申し上げたとおり、美唄市農協が共同会社をつくって、たとえばコントラクター事業のあっせんであるとか、それから農業委員会の行っております農地の

受委託、こういった方向に今回交付金の2分の1助成という制度が、考え方が出ておりますから、この部分ではかなり進むだろうという気はするものの、売買による農地の譲渡というのは計画年度までにスムーズに進まないのではないかとこの心配があるわけであり、そういう意味で先ほど申し上げたとおり、美唄独自の誘導策が必要かなというふうに考えておりましたので、いま1度市長の見解をお伺いしたいというふうに考えております。

それから、もう1点は、農業委員の現有数の確保についてであります。先ほど1番目の再質問と若干重複いたしますが、今回の水田農業ビジョンの中で定めて、農地の集積を進めなければならないという目標を持って、両農協ともやっておるわけですが、そういう状況の中で、いわゆる農地を流動化させるために、現在の農業委員はそれぞれの地域から代表者が出ておまして、特に地域の実情なり、そういったものを十分把握した中で出てきておるわけであり。さらには、農地制度にかんがみて、いろんな法的手続きも委員会としては出るわけであり、それらと兼ね合わせながら地域に入り込み、売り手と買い手の中に入って話を決める、こういう作業をやっていただいておりますが、仮にこれが減額になって、たとえば他の地区の農業委員が他の地区へ入った場合に、売り手と買い手のいわゆる信頼関係を保てるかどうか、こういう問題がひとつあるのと、価格を決定する際にも、やっぱり地域の実情というものを踏まえながら話を進めていかなければならないという前提に立っていけば、当然やっぱりビジョンの中でも大目標を立ててやっておるわけでありま

すから、当然当分の間は現有数が必要であるという認識を新たに持つておるわけでありませす。

さらに、この問題については、第1回定例会で同僚議員も市長に質問いたしまして、市長は今後農業委員会と協議を進めてまいりたいと、こういう答弁もいたしておりますから、せつかくの機会でありますので、この間農業委員会との協議の経過、さらには今後どういふ方向で進むのか、再度質問させていただきます。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 谷村議員の再質問にお答えします。

初めに、農地の利用集積に対する誘導策についてでございますけれども、ただいま議員の方からこれまでの農地の利用集積に対する取り組みであるとか施策についてご指摘がございましたが、市といたしましては今回策定された水田農業ビジョンで担い手として位置づけられた農業者に農地を集積していくことが必要と考えており、目標到達に向けた誘導策につきましては、水田農業推進協議会の構成メンバーでもある農協、農業委員会などと検討を進めてまいりたいというふうにご考えているところでございます。

次に、農業委員会の定数についてでございますけれども、農業委員会の方との話し合いを持たせていただいておりますが、先般農業委員会からは現在の定数を維持することが適当とのご意見もいただいております、米政策改革が進められる中で担い手の育成や農地の利用集積の促進などこれまで以上に中心的な役割りを担うものと認識をしており、今後十分検

討してまいりたいと考えています。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

7番土井敏興君。

●7番土井敏興君（登壇） 平成16年第2回市議会定例会に当たり、私は大綱2点につきまして、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

まず、大綱1点目の交流拠点施設についてでございますが、それぞれ同僚議員からも大綱重複の質問がございましたが、以下少しく内容が異なるととらえさせていただきます、お伺いをさせていただきます。

交流拠点施設「ゆ〜りん館」の開館以来、当初の予想をはるかに超える交流利用が続き、従業員の皆さんもうれしい悲鳴と同時に、汗だくで入館者対応に追われていると聞き及んでいるところであります。そうしたご労苦に対しまして敬意を表するものであります。

さて、「ゆ〜りん館」の周囲も新緑の季節から日差しがまぶしい真夏へと衣がえをしようとしていますが、そこで「ゆ〜りん館」のホームページでも紹介されているところの雪冷房施設が本格的な活躍をする場が訪れてきたわけですが、聞き及ぶところによりますと、すでに貯雪庫の雪が底をつき、緊急に再投入をしたとのことですが、この雪冷房施設における雪冷房システムの概要と館内の雪冷房対応箇所及びその容積、雪冷房の稼働計画についてと貯雪庫の規模とその構造について。さらには、雪不足を生じた経過とその原因についてお尋ねをいたします。

一方、「ゆ〜りん館」の交流利用に当たって、大切な役割りを果たしているのが人や物をスムーズに運ぶ道路ではないでしょうか。

そこで、「ゆ〜りん館」へつながる主要道路について、オープン前と比較して交通量の変化についてどのように押さえられているのか。また、「ゆ〜りん館」へつながる主要道路において、新設部分及び既設部分の道路にいずれも歩道が設置をされていないことで安全対策の上からも周辺住民の皆さんの多くの声が届いていると思っておりますが、どのように認識をされているのか、以上市長にお伺いをいたします。

大綱2点目は、教育長にお伺いをいたしたいと思っております。国旗・国歌の問題についてでございますが、まず平成15年度卒業式及び平成16年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱について、美唄市、空知管内及び全道の実施状況及び実態を踏まえ、その認識についてお伺いをいたします。

また、それらの過程において、国歌斉唱についてであります。学習指導要領には国歌に対する指導が位置づけられていると認識をいたしているところであり、狭い範疇であるかもしれませんが、私の知るところでは、子供たちの多くの声として学校において授業の中で国歌を習ったことがないと伝わってきております。それぞれの学校において国歌の指導がどのようになされているのか、その実態を含めお尋ねをいたします。

さらには、こうした点を踏まえ、教育委員会として各学校の学校行事をどのように把握し、また管理機関としての立場からして、どのように指導されているのかも伺いをいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君（登壇） 土井議員の質

問にお答えします。

初めに、「ゆ〜りん館」の雪冷房についてでございますが、雪冷房はレストランと脱衣室の冷房を冷水循環式により、またロビーの冷房を全空気式により行っております。

また、雪冷房の対象面積は延べ床面積・143平方メートルの約3割程度となっており、計画では7月、8月の50日間で1日6時間使用できる設計としております。

さらに、貯雪庫は鉄筋コンクリート造りで約350立方メートル、約170トンの雪を貯蔵できる規模であり、断熱につきましては100ミリの断熱材を挟んで外壁が200ミリ、内壁が280ミリで、壁圧は合計580ミリとなっております。

なお、今回の雪不足に対しましては、当面の措置としまして、JAびばいのご行為により「らいす工房びばい」からダンプ20台、約160立方メートルの雪の提供を受けて対応したところでございます。

雪不足の原因としましては、空調設備の一部に調整不足があったものの、予定より早く5月から稼働を行ったこととあわせ、1日の使用が長時間に及んだことなどにより雪の消耗が予想を上回ったことが不足を生じた大きな要因であると推測をいたしております。

次に、「ゆ〜りん館」へのアクセス道路についてでございますが、「ゆ〜りん館」の開業以来、予想を大幅に上回るご利用をいただいております。1日多いときで2,000人を超える入館者があることから、交通量は500台を超えるものと推測をいたしております。

次に、歩道の設置についてでございますが、平成15年度に新設した市道交流拠点施設線

につきましては、当初設計段階で歩道の設置の検討をしましたが、勾配や延長などの理由により設置を見送ったものでございます。

また、「ゆ〜りん館」に至る既存道路につきましては、地域の皆様の要望もお聞きし、歩道設置について調査、検討してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 土井議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、平成15年度卒業式及び平成16年度入学式における国旗掲揚・国歌斉唱等の状況についてであります。市内の小中学校及び高等学校におきましては、卒業式、入学式ともに国旗・国歌を100%の実施状況となっております。管内の数値については公表されておりませんが、全道では国旗の掲揚は小中高ともに100%、国歌斉唱は小学校99.3%、中学校99%、高等学校100%となっており、卒業式、入学式ともに前年度と同様の実施状況となっております。

なお、現在本市の場合、国旗、北海道旗、美唄市旗の3旗を式場正面に、また屋外掲揚塔には国旗を掲揚しております。教職員の起立につきましては、一部教職員が起立している状況となっております。

卒業式や入学式は、厳粛かつ清新な雰囲気の中で児童生徒1人ひとりが新しい生活に向け自覚を深める機会であると同時に、集団への所属感あるいは連帯感を深める機会の1つとして適切に実施されることはもとより、教職員が儀式的行事にふさわしい態度で望むなど、内容面の充実を図っていくことが重要であると考えております。

また、国歌斉唱につきましては、斉唱の際に歌詞入りCDまたはカセットで伴奏を行っておりますが、今後も学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切に実施されるよう指導してまいりたいと、このように考えております。

次に、国歌の指導についてであります。国歌につきましては学習指導要領に基づいて編成される各学校の教育課程において音楽の時間での指導が位置づけられております。各学校においては、この課程に基づいて児童生徒の発達段階に即した形で適切に指導していかねばならないものと考えております。日常的に行われる授業等の指導方法につきましては、各学校長の権限と責任において進められるものであります。国歌を覚え、歌えるようにするためには、指導体制及び指導方法の工夫改善や指導時数の確保など、指導上の工夫改善を図っていかねばなりません。教育委員会といたしましても、学習指導要領の趣旨に基づいて国歌を尊重する態度の育成など、適切に実施されるよう指導、助言に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、学校行事へのかかわりについてであります。教育委員会といたしましては、各学校において主体的かつ積極的に取り組んでいる教育活動を大切にすることを基本として、必要に応じて行事等の状況を把握することは重要であると考えております。運動会などの体育的行事、学芸会などの学芸的行事、卒業式や入学式などの儀式的行事には、教育委員並びに事務局職員が出席するなどして状況を把握しているところであります。

なお、望ましい卒業式や入学式のあり方な

どについては、校長会や教頭会及び学校教育指導訪問の機会等を通じて、学習指導要領の趣旨に基づいた教育課程の適正な実施について指導、助言を行っているところであります。

●議長中西勇夫君 7番土井敏興君。

●7番土井敏興君 それでは、一通りお答えをいただいたところでありますけれども、この場から再び何点か市長並びに教育長にお尋ねをいたします。

まず、雪冷房施設についてでありますけれども、貯雪庫の雪不足をもたらした要因として、いまほど設備の調整不足あるいは予定よりも早く稼働したことによるとのこととございましたけれども、本来こうしたことは、ある面では当初の段階で織り込んで考えていかなければならないというふうに思っておりますし、また装置の稼働についても、温泉施設ですから、館内温度の上昇ということについても当然夏場だけに限らず計画をされていた時期以外にも、さまざまな局面でさまざまな事態が予想されるのではないかとこのように思うわけでありまして、入館利用者の方々に快適にゆったりと利用していただき、再び訪れていただくためには、お湯のよさ、あるいは食事の内容はもちろんでありますけれども、接客サービスとともに館内温度の調整、いわゆる空調というものも欠かすことのできない極めて大事な要素があるというふうに私は認識をしております。

すでにご承知のことと思っておりますけれども、先月の下旬に気温が大幅に上昇した時期に、先ほど申し上げました雪不足のため館内の冷房がきかないということで、利用者の方々から大変苦情が殺到したというふうに私も聞き

及んでおります。そうしたことから、いまほどお答えのありましたJAびばいより雪を分けていただいて対応されたということでありましたけれども、施設につきましてもロビーやレストランについては、電気冷房装置が設置をされているようでありますけれども、脱衣所には設置をされていないというふうにも私も聞いておりますし、当初の雪冷房施設の設計上に果たして問題はなかったのか、あるいは貯雪庫の配管や扉等の保守管理、さらには本格的な夏場だけの稼働計画であったということについても、全体の部分の中で甘さというものがあつたのではないかとこのように思われますけれども、いかがでしょうか。

先日私も確認のため「ゆ〜りん館」を訪ねさせていただきましたけれども、そのときにたまたま、これは私にとってみれば幸なのか、施設にとってみれば不幸なのかわかりませんが、ここにそのときに写した写真の一部控えもあるんですけれども、その中でちょうど訪れたときに貯雪庫の配管にふぐあいを生じたのか、あるいは操作上の問題があつたのかはちょっと承知していない部分がありますけれども、貯雪庫の扉のところからどんどん外に水があふれている、そういう状況でもありまして、担当従業員の方々には応急処置を講じて対応をされている場面に実は遭遇をしたところであります。

こうしたことから、いよいよ夏本番を迎えると、そういう状況下にあつて、この現況からして、再投入をされた雪の量で果たして快適な空調環境を利用者の皆さん方に提供することはできるのか。私とすれば、この見させていただいた状況からすると甚だ不安を感

じるところであります。

よって、これらの問題について、市をはじめとしてそれぞれ関係事業者がこの問題について責任の転嫁をし合うことなく、利用者の側に立って、当面の対応や今後の改善対策について、早急に取り組むべきだというふうに考えますけれども、具体的にどのように対処されるおつもりかをお伺いいたします。

また、アクセス道路につきましてお伺いしたいと思っておりますけれども、お答えをいただきましたとおり、東明菜の花公園線、それから美唄線、東明1条3丁目の1号線については、以前と比べ物にならないくらい交通量がふえているのは事実であります。予想以上に交通量がふえて、事故をはじめとする歩行者の安全対策の上からも不安要素が増加していることも事実であるわけですから、沿線住民の方々の声を聞きましても、同様に非常に心配をされております。現在のところ、幸いにして大きな事故につながってはおりませんが、道路幅員が十分でないということもあって、「ゆ〜りん館」の送迎バスや、それから市民バスをはじめ、また近郊からもやはり利用が多いということで大型バスによる往来もあるということで、先ほどもお聞きをさせていただきましたけれども、これらの部分に順次歩道を設置していただきたいと、そういう住民の皆さん方からも非常に多く聞かれております。

さらに、近隣の皆さん方によりますと、新設された新しい道路は、非常に景観もいいということもありまして、健康の増進あるいは体力の維持という面からも、温泉の方に散歩がてらに往来をします。そして、温泉に入っ

て帰ってくる。そういう部分の中にあっても、非常に交通量が多いために危険を感じていると同時に、中には自転車を利用されて行かれる方もいるようですけれども、行くときは大変だけれども、自転車の場合、帰りはこがなくてもすっと帰ってこられるということもあって、そういう方もいるようですけれども、やはり交通量が多いということで同様に不安を感じているということでもあります。

それと同時に、主要交差点でかなり見通しの悪いところもありまして、その場所につきましては東明菜の花公園線と、それから美唄線の交差する場所でありまして、私もここはぜひとも信号機の設置が必要でないかというふうに考えているところでもありますけれども、市としまして警察署とどのような協議をされているのか。また、その設置に向け、市として今後どのような考え方を持って望まれるのか、その点もお伺いしたいと思います。

それと、お年寄りや子供たちの安全確保ということで、これは早い時期に交流拠点施設経由の市民バスについては、路線を変更されたと聞いているところでもありますけれども、その際にそのことが事前に十分に地域の方々に伝わっていないこともあったのかどうかよくわかりませんが、実は知らずにバスを来るのをずっと待ち続けていた利用者もあったという話も聞いておりますので、この辺のところもひとつまた考えていかなければならない部分でもあるというふうに思いますし、またあの地区に30キロメートルの速度規制の標識もあるわけですが、どうもその部分についても当該地域の実態から見るとそ

ぐわないと、そういう形になっているんでないかというふうに思われるわけでありまして。いわゆるハード面を急いだためにソフトな面が後回しになったんじゃないかという感じがするわけでありまして、しかも全道一の福祉都市を目指す本市としましては、こういった面の整備も今後さらにしっかりと進めると、そういう前段でこういうことも取り込んで考えるべきではなかったのではないかというふうに思うわけでありまして。改めて「ゆ〜りん館」の利用者の方々や地域住民の皆さんの声などを踏まえた上でお答えをいただきたいというふうに思っております。

次に、教育長にお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、1点だけ、国歌の部分についてでありますけれども、お伺いをいたしたいと思っております。

私も学校行事に案内をいただきまして、卒業式あるいは入学式等に出席をさせていただく機会もございますし、また同時に出席をさせていただいております教育委員長をはじめ教育委員の皆さん、それから職員の皆さん方もそれぞれ学校行事に出席をされているというふうに私も認識をいたしているところでありますけれども、たまたま斉唱時に教職員の方々の多くが着席をしている場合が多いように実は感じているところであります。先ほど教育長のご答弁の中にも一部着席があるというような話もありましたけれども、特に状況を見ますと、うたっておられるのは校長先生あるいは教頭先生、それから来賓の方々、それからPTAの役員の方々であったり、あるいは児童や生徒たちの保護者の方々の一部が歌っているというような状況でありまして、ど

うも斉唱という言葉の中においては、かなり距離感があるなというふうに私も実は感じさせていただいているところであります。

本来学習指導要領に基づいて、教育課程において国歌の指導が行われているものというふうに私は理解をしているところでありますけれども、先ほどもお尋ねいたしましたけれども、歌えない児童、また生徒が多いということを実際に指導が行われているのかどうか。場合によっては、行われていないのではないかという懸念を持たざるを得ないところであるわけでありまして。そうしたことから、私の個人的な感情からしますと、深刻であるなというふうに思いますのは、歌わない児童生徒ではなくて、歌えない児童生徒、こういった状況が続くということでありまして。

札幌市議会の中でも、上田市長も申し出ておりましたけれども、上田市長も弁護士時代には国旗・国歌の問題については裁判等で活躍をされた方でありましてけれども、いま置かれている立場の中において、それぞれ市内のいろいろな行事の中で参加した折に国歌あるいは国旗の部分については、やっぱり立場の中においてきちっと節度を持って対応されているというふうにご答弁もされていたことも私は何かで読んだ機会があったわけですが、そういうことを踏まえたときに、やはりこれからの時代の流れを見ていったときに、日本が置かれている環境を見たときに、そういった感覚というものをきちっと幼いときから児童生徒にそのことを植えつけていくということも極めて大事なことでないかというふうに思うわけでありまして。こうした状況をきちんと把握されているのか、各学校に対

して管理、監督機能をあわせ持つ教育委員会としてはどうとらえ、今後どのように対処されるお考えなのか、ひとつ明確にお伺いをいたしたいというふうに思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長井坂紘一郎君 土井議員の再質問にお答えします。

初めに、「ゆ〜りん館」の冷房についてでございますけれども、脱衣室は雪冷房とあわせて、空調に際して新鮮な外気を強制的に取り入れて対流させるという、人に優しい設計を行ったものでございます。

当面は、脱衣室に取り入れている外気の風量をふやすなどして対応してまいりたいと考えております。いずれにしましても、冷房全体の今後の対応につきましては、現状を踏まえてベル・カント、工事関係者らと協議し、必要な対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、「ゆ〜りん館」へのアクセスについてでございますけれども、先ほどもお答えをいたしました、「ゆ〜りん館」に至る既存道路につきましては、地域の皆様のご要望もお聞きし、歩道設置について調査、検討してまいりたいと考えております。

次に、市民バスにつきましては、地域住民の皆さんからの要望により路線の一部を変更させていただいたところであり、変更にあたってはバスの車内であるとか、あるいは駅の停留所にお知らせ表を掲示し、周知をさせていただいたところでございます。

また、道路標識及び信号機の設置については、現在美唄警察署に要望しているところでございます。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 土井議員の再質問にお答えを申し上げます。

学校におきます国歌に関する指導についてでございますけれども、学習指導要領は教育課程の基準でありまして、教育の機会均等の確保と全国的な教育水準を維持するという目的のために、必要かつ合理的な基準としての性格を持っているものでございます。その学習指導要領の中では、児童生徒が我が国の国旗及び国歌の意義を理解して、諸外国の国旗・国歌を含めて、これらを尊重する態度を身につけることができるようにとされておりまして、こうした観点から、学校におきまして児童生徒に対して国旗や国歌を適切に指導することは大変重要なことであると考えております。先ほどもお答え申し上げましたとおり、学習指導要領に基づく教育課程の編成や実施は、各学校長の権限と責任において進められているものであります。教育委員会といたしましても、各学校におけるこれまでの実態を十分把握しながら、学習指導要領の趣旨に基づいた指導が適切に行われるよう、引き続き指導、助言に努めてまいりたい、このように考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 以上で一般質問を終わります。

●議長中西勇夫君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時57分 散会

